

令和7年度第2回海老名市市民活動推進委員会 次第

日時 令和7年8月25日（月） 午前10時30分から

場所 海老名市役所7階 704会議室

1 開会

2 あいさつ

3 事業視察の報告について

- (1) 令和7年度海老名市市民活動推進委員会 事業視察一覧表 資料1-1
- (2) 子育て支援グループみなみんな・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料1-2
- (3) ひざ小屋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料1-3
- (4) ワーカーズ・コレクティブ ポケット・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料1-4
- (5) まなピタネット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料1-5

4 議題

- (1) 令和8年度市民活動推進補助金「審査申込の手引き」について 資料2-1
 - 【参考】審査申込提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料2-2
- (2) 市民活動推進補助金の広報・PR方法について・・・・・・・・・・ 資料3-1
 - 【参考】令和6年度配架ポスター・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料3-2
- (3) 市民活動の推進に係る取り組みについて・・・・・・・・・・ 資料4

5 その他

6 閉会

令和7年度海老名市市民活動推進委員会 事業視察一覧表

No	視察実施団体名	交付区分	開催日	内容	会場	視察予定委員
1	子育て支援グループ みなみんな	入門編 (10万円)	7月3日(木) 10:30~12:00	簡単工作・夏野菜苗鉢 作り	えびな市民活動センター ピナレッジ	B 瀬戸副委員長 川田委員
2	ひざ小屋	入門編 (10万円)	7月25日(金) 10:00~11:30	膝の健康講座	海老名市文化会館	A 渋谷委員長
3	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティ ブ ポケット	入門編 (10万円)	8月8日(金) 10:00~12:00	食育講座	えびな市民活動センター ピナレッジ	A 大島委員 木下委員
4	まなピタネット	自立編 (30万円)	8月9日(土) 13:00~16:00	団体紹介イベント	えびなこどもセンター	B 児島委員 黒川委員
No	視察実施団体名		開催日	内容	会場	視察予定委員
5	海老名薬膳養生研究会	入門編 (10万円)	10月10日(金)	講演会	えびな市民活動センター ピナレッジ	B 瀬戸副委員長 川田委員
6	フリースクールSACHI station	充実編 (20万円)	10月	フリースクール参加者 による文化祭	未定	B 児島委員 黒川委員
7	えびな元気ラボ	入門編 (10万円)	12月初旬	こども食堂・ヨガ・音 楽	ピナまちリビング (予定)	A 渋谷委員長 大島委員 塩地委員
8	えびなメサイアの会	自立編 (30万円)	3月7日(土)	メサイアの演奏	海老名市文化会館	A 塩地委員 木下委員

【グループ分け】

A		渋谷委員長	大島委員	木下委員	塩地委員
B		瀬戸副委員長	川田委員	児島委員	黒川委員

令和 7 年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察 報告書

1 団体

子育て支援グループみなみんな

2 事業概要

(1) 事業名称

地域子育て支援活動

(2) 交付金額

100,000 (入門編)

(3) 事業内容

簡単工作 (スノードーム)、夏野菜苗鉢作り

3 視察詳細

(1) 日時

令和 7 年 7 月 3 日 (木) 午前10時30分から午前12時00分まで

(2) 場所

えびな市民活動センタービナレッジ 3 階 実習室

(3) 出席者

ア 市民活動推進委員 2 名 (B グループ)

瀬戸副委員長、川田委員

イ 市民活動推進課 2 名

武井参事兼課長、浜中

4 当日の様子、所見

- (1) 参加者は4組。3か月～1歳の子供と母親が参加していた。
- (2) スタッフ及び参加者の自己紹介を行い、わらべ歌で手遊びをした後、主内容に入っていく流れであった。
- (3) 第1回目は参加者が1組であったが、今回は4組であり、徐々に増加しているとのこと。
- (4) 周知について、インスタグラムやホームページ、チラシの配架等を行っているが、子供が小さくて外に出られない母親に届けることが難しいと感じるとのこと。
- (5) 来ることができなかつた方には事業の様子を撮影し、送付している。(参加者から希望があった)
- (6) 協力者の方の中には保育系の専門家の方いるため、参加者も安心して子供を任せることができる。
- (7) 親子同士でコミュニケーションを取ることができるだけでなく、母親同士の交流も行うことができる。

【参考】

① 開催時の様子



② 開催時の様子 (スノードーム)



③ 開催時の様子 (夏野菜苗鉢作り)



令和 7 年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察 報告書

1 団体

ひざ小屋

2 事業概要

(1) 事業名称

ひざ小屋

(2) 交付金額

100,000 (入門編)

(3) 事業内容

膝の健康維持や増悪予防を目的とした健康講座

3 視察詳細

(1) 日時

令和 7 年 7 月 25 日 (金) 午前10時30分から午前11時30分まで

(2) 場所

海老名市文化会館

(3) 出席者

ア 市民活動推進委員 1 名 (Aグループ)

渋谷委員長

イ 市民活動推進課 2 名

林係長、浜中

4 当日の様子、所見

- (1) 参加者は20代1人（ご祖母様と参加）、50代以上7人の計8人であった。
- (2) ホワイトボード及び紙資料を使用しながら、実際に参加者の方に体を動かしてもらっていた。
- (3) 第1回目は参加者が2人、第2回目は5人であり、徐々に増加している（リピーターの方が多い）。
- (4) 参加者は知り合いの紹介など、口コミで来ている方のみ。1年目は口コミでどのくらい参加者が集まるか様子を見たい。
- (5) 参加者と講師のコミュニケーションが取りやすい定員の設定を行いたいため、どこまで事業を拡大するかは課題となる。
- (6) LINEオフィシャルで参加者に日程などを連絡したり参加者から個別の相談を受けたりしている。
- (7) 相談をしたい方が多いため、相談会の回を作ることを検討。
- (8) 交付された補助金については、体重計や血圧計など、今後も長く使用することができる備品に使用している。

【参考】

① 開催時の様子



② 開催時の様子



令和 7 年度海老名市市民活動推進補助金

交付団体事業視察 報告書

1 団体

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ ポケット

2 事業概要

(1) 事業名称

親子のひろば ベビーポケット

(2) 交付金額

100,000 (入門編)

(3) 事業内容

簡単工作や絵本の読み聞かせを行った後に情報交換会や試食会

3 視察詳細

(1) 日時

令和 7 年 8 月 8 日 (金) 午前10時から午前11時15分まで

(2) 場所

えびな市民活動センター ビナレッジ 調理室と305会議室

(3) 出席者

ア 市民活動推進委員 2 名 (Aグループ)

木下委員、大島委員

イ 就学支援課 3 名

山内栄養教諭、米田臨時学校栄養技師、岩田主事補

ウ 市民活動推進課 1 名

大滝

4 当日の様子、所見

- (1) 参加者は上限である6組（6親子）であり、子どもは1才から7才までの8人がいた。広いスペースを確保すると費用が高むことや、スタッフが不足してしまうため、6組を上限としている。日頃の活動からキャンセル待ちが発生しているとのことであり、実施回数を増やすことを検討されていた。また、主な活動場所はビナレッジと生活クラブステーションであるが、活動場所を広げ文化会館での開催を検討されていた。
- (2) イベントの周知方法はInstagram・ホームページ・公式LINEを活用しており、参加予約についてもInstagramと公式LINEを使用しているとのこと。電話連絡と違い24時間受け付けることができるため、日頃忙しい小さい子どもの保護者を考慮している。
- (3) 通常の参加費は500円になるが、今回はイベントと試食で300円ずつの計600円を徴収しているなど、自主財源の確保に努めていた。
- (4) 事業終了後には必ず参加者からアンケートを取り、参加者のニーズを把握しているとのこと。今回はアンケートで要望のあった英語の歌や読み聞かせが行われていた。

【参考】

① 英語の歌の様子



② 読み聞かせの様子



令和 7 年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察 報告書

1 団体

まなピタネット

2 事業概要

- (1) 事業名称
令和 7 年度 学びのビュッフェ
- (2) 交付金額
300,000 (自立編 2 回目)
- (3) 事業内容
団体紹介イベント

3 視察詳細

- (1) 日時
令和 7 年 8 月 9 日 (土) 午後 1 時から午後 2 時 20 分まで
- (2) 場所
えびなこどもセンター
- (3) 出席者
 - ア 市民活動推進委員 2 名 (B グループ)
黒川委員、児島委員
 - イ 市民活動推進課 2 名
林係長、大滝

4 当日の様子、所見

- (1) 海老名市教育委員会協力のもと、えびなこどもセンターを使用していた。
昨年は 2 階と 3 階を活用していたが、今年は 1 階健診スペースも所管課 (こども育成課) と調整して活用しており、建物全体での催し物となっていた。
- (2) イベント開始前に、大勢のスタッフと一緒に教育長が記念撮影をし、宇田川議員と大塚議員も参加されていた。
- (3) 今年で 5 回目の開催となる学びのビュッフェの趣旨としては、不登校等の情報収集や個別相談を受けることはハードルが高いため、関係団体が縁日屋台やブースを出店し、参加者が遊びながら各団体と繋がりを持つ狙いがあるとのこと。また、暑い夏休みでの開催時期については、1 学期の登校渋りをしてい

(裏面へ)

た子どもや親などが、このイベントを通じて、少しでも2学期に向けて明るい気持ちになってくれたらと考えて、この時期にしているとのこと。

- (4) ボランティアスタッフが非常に多いとのこととその理由を伺ったところ、ボランティア活動に力を入れている学校に対して、ボランティア募集のチラシを配布して協力していただいているとのことであった。
- (5) 小田急電鉄（株）が初めてブース出店されており、企業プロジェクトの趣旨と本イベントの趣旨が通じるところがあり、今回の出店につながったとのこと。また、その他の企業からもチラシの配架など、お声がけされた企業はあったとのことだが、チラシの配架やPR活動だけを目的とした企業の参加はお断りしているとのこと。イベントに参加され、子どもの居場所の相談を受けてくれる企業と関わりを持っていきたいと強い思いがあった。
- (6) 次回は最後の補助金交付であり、資金調達が課題になるとのことであった。現在はスタッフやボランティアへの交通費や昼食に充てることができているが、補助金がなくなると経費削減を検討しなければいけないが、スタッフやボランティアのモチベーションが下がらないように気を配る必要があるとのことであった。なお、参加者から参加費の徴収は検討されないか伺ったところ、様々な関係団体が協力していただいている中、参加費を徴収することは難しいと考えているとのことであった。
- (6) 本事業は参加される団体と来場者が非常に多い事業であること、海老名市・座間市教育委員会からの後援やスタッフもボランティアで繋がっている等、市民活動の手本となるような事業・団体であると感じたものの、補助金終了後の活動については、特に資金面での課題があると思われる。

①ポッチャ体験



②パンフレット



③会場の様子



令和
8年度



海老名市市民活動推進補助金 審査申込の手引き



令和7年 11月

海老名市 市民活動推進課

【目次】

1	海老名市市民活動推進補助金とは	・・・	1	P
2	補助金の交付に関する全体スケジュール	・・・	2	P
3	対象団体	・・・	3	P
4	対象事業	・・・	3	P
5	補助金額	・・・	4	P
6	対象経費	・・・	5	P
7	提出書類	・・・	6	P
8	申込の手順	・・・	7	P
9	委員からの事前質問に対する回答の作成	・・・	7	P
10	審査の方法と基準	・・・	8	P
11	認定後の流れ	・・・	9	P
12	事業変更の制限	・・・	9	P
13	事業の実施	・・・	10	P
14	実績報告	・・・	10	P
15	補助金額の確定	・・・	11	P
16	その他（制度の紹介）	・・・	11	P
17	お問合せ先（担当課）	・・・	12	P
参考	団体別交付実績	・・・	13	P ～ 14 P

海老名市では、市民活動を推進するための環境を整備し、その活動の健全な発展を促進するため、「海老名市市民活動推進条例」を定めています。

「海老名市市民活動推進補助金制度」は、この条例に基づき、海老名市において**公益的な市民活動を行う団体の事業**を財政的に支援する制度です。

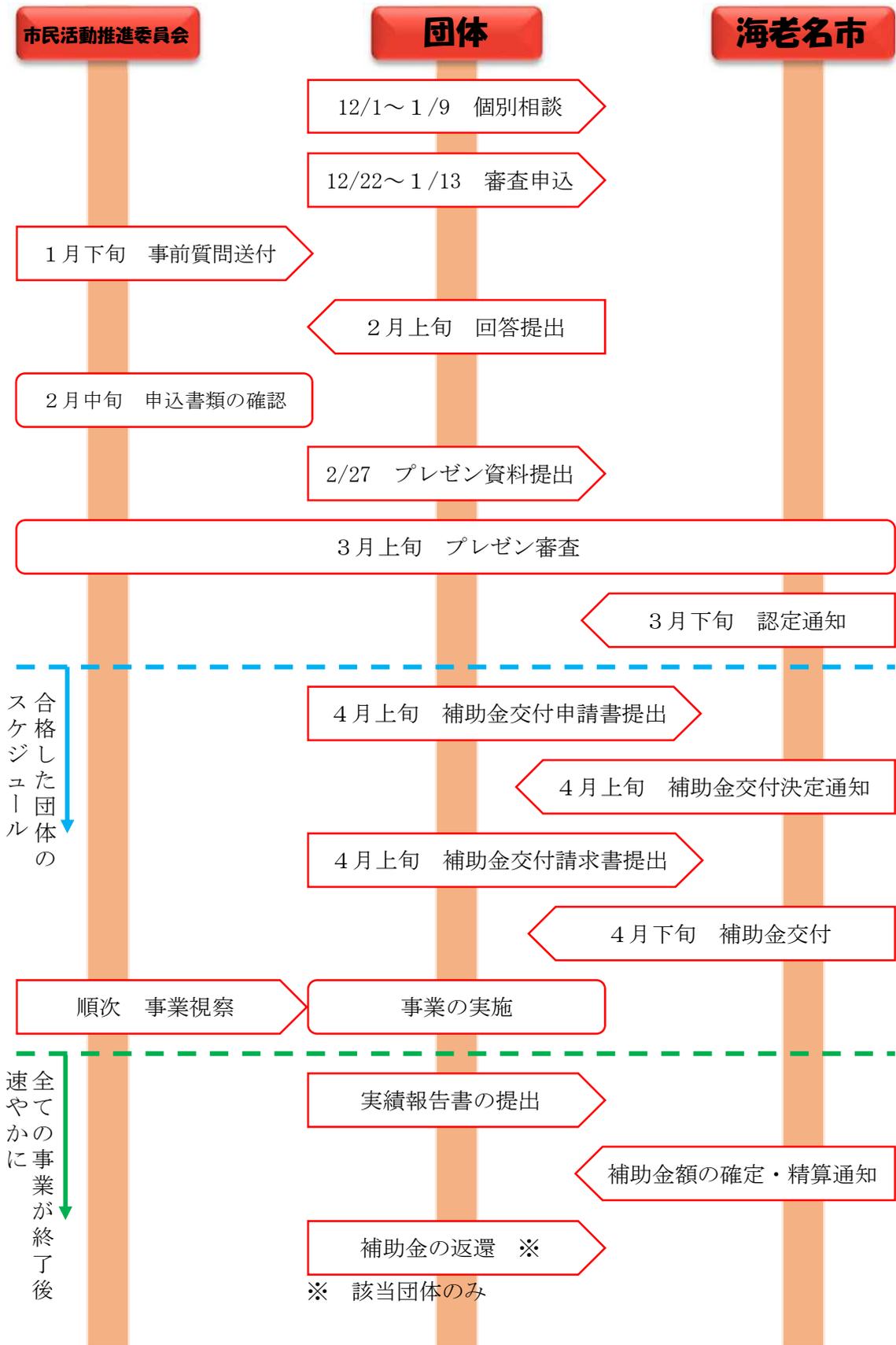
※ サークル活動や趣味的な活動など、団体の構成員だけの利益となる活動は**対象外**です。

＜過去の交付事業（一例）＞

	事業内容
①	子育て支援事業 簡単工作、ピクニック、読み聞かせなどの実施することで地域の繋がりや安心できる居場所を作る。
②	がんサロン事業 おしゃべり会（当事者同士による情報共有及び勉強会）と講演会を実施する。
③	学習支援事業 学習会の開催及び運動教室や料理教室の実施により、参加者においては学習を進めること、学生協力者においては考えを深めることを支援する。
④	薬膳講習会事業 薬膳レシピの講習及び調理実習の実施することで健康寿命の延伸を支援する。
⑤	大人の発達障がい啓発活動事業（勉強会） 過去・現在・未来の詳らかに法制度を交えながら語り、発達障がい児者の苦悩を伝え、発達障がいの早期理解、早期支援と自己理解についても啓発していく。
⑥	ラジコン体験事業 ラジコン体験を通じて集中力や判断力を養う。また、世代を超えたつながりを作る。
⑦	LGBT啓発活動事業 「映画と講演から、LGBTを学ぼう！」と題し、LGBTについての映画上映及び講演会を実施する。
⑧	メサイア楽団のコンサート コンサートを実施することで音楽文化の活性化や来場者の心のケアを行う。
⑨	絶滅危惧の水生生物コウホネの保護・育成事業 定期的な巡回、移植した場所に看板等の設置、草刈り、ゴミ拾い等を行う。
⑩	博覧会事業 各種団体が参加し、来場者に対して暮らしを補う施設やサービスなどのご案内、生活ニーズの要求や相談の場を提供する。

2

補助金の交付に関する全体スケジュール



3

対象団体

次の要件を全て満たす団体が、補助の対象となります。

- 1 市民の自主的な参加によって行われる、公益性のある事業を実施していること
- 2 3人以上で構成され、過半数が市内在住、在学、在勤者であること
- 3 審査申込から結果報告まで、責任を持って事業を実施できること
- 4 団体の運営に際し、自主財源（会費、事業の参加費など）を確保しており、寄附金を募るなど、団体の運営について自立しようとしていること
- 5 反社会勢力等とのつながりを持たない団体であること
- 6 今後、例年行う展示会に参加すること
- 7 今後、アンケートに回答すること

展示会とは？

団体同士が繋がる機会及び当補助金の周知を兼ねて、12月頃と2月頃に海老名市役所及びビナレッジで展示会を行っています。

展示会では、団体の活動内容などを展示しています。

4

対象事業

次の要件を全て満たす事業が、補助の対象となります。

- 1 主として海老名市内で行われる事業
- 2 市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業
- 3 令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に実施する事業

公益性のある事業とは？

広く市民が利益を受けられる活動のことを指します。

<事業例>

- ・健康づくり、福祉に関する事業
- ・環境保護に関する事業
- ・広くスポーツ、教育に関する事業
- ・文化活動に関する事業
- ・都市間交流に関する事業
- ・地域づくり、共助・防災活動に関する事業 など



ただし、次の要素が含まれる事業は対象になりません。

- 1 営利を目的とする事業
- 2 宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする事業
 - (1) 宗教の教義を広めること
 - (2) 宗教の儀式行事を行うこと
 - (3) 宗教の信者を教化育成すること
- 3 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- 4 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- 5 他の補助制度を利用している事業
- 6 **趣味的な活動やサークル活動、また団体の会員だけが利益を得る活動**

5

補助金額

入門編、充実編または自立編のいずれかの区分で、年度に1事業のみ申込みができます。団体の状況に応じて申請してください。区分の概要については、次の表のとおりです。

	入門編	充実編	自立編
該当事業	団体の自立を促進、活動を軌道に乗せるための事業	団体が既に行っている事業を充実させ、継続を図るための事業	団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、かつ自立に向けた事業
交付金額	上限10万円	上限20万円	上限30万円
交付回数	1団体につき1回のみ	1団体につき2回まで	1団体につき3回まで

《留意事項》

- 1 原則「入門編 ⇒ 充実編 ⇒ 自立編」の順で申請してください。
 - 2 区分を飛ばして申請することは可能ですが、前の区分に戻り申請することはできません。
- 例) 自立編の交付を受けた団体は、入門編または充実編を申請することができなくなります。
- 3 当補助金は、事業への補助を通じた団体育成を目的にしているため、交付回数を満了している団体に対して、別の事業であっても交付できません。
 - 4 既に交付を受けている団体は13頁「団体別交付実績」のとおりです。
 - 5 審査申込時の金額から減額して交付する場合がございます。
 - 6 海老名市市民活動推進委員会の審査によって、入門編から充実編等、審査申込時から区分を変更させていただく場合がございます。
 - 7 交付金額は、千円未満切り捨てとします。

1 対象となる経費

補助金の対象となる経費は、次に掲げる **事業を実施するために直接必要**な経費となります。

《対象となる経費の例》

謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等 ※ スタッフへの謝礼は対象外
旅費	外部講師・指導者等に対する、事業実施会場までの交通費や宿泊費 ※ スタッフへの旅費は対象外
食糧費	外部講師・指導者・協力者の飲料代、食事代等 ※ スタッフ・参加者への飲み物代等は不可
印刷製本費	事業についてのパンフレット・ポスター等の印刷製本費 ※ 通年で使用する団体のチラシ等は対象外
使用料・賃貸料	会場使用料、車両・機材のレンタル等 ※ 事務所の賃貸料・光熱水費等は対象外
通信運搬費	郵送料、宅配便料等
消耗品費	取得価格（税込）が1件30,000円以下のもので、短期間又は一度の使用で消費されるものが対象
備品購入費	取得価格（税込）が1件30,000円を超えるもので、比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えることなく使用に耐えるもの

※ 海老名市市民活動推進委員会の審査により、対象経費と認められない場合がございます

2 対象とならない経費

次に掲げる経費は補助金の対象になりません。

《対象とならない経費の例》

団体の事務所等を維持するための経費	事務所の家賃・光熱水費等
団体の経常的な活動に要する経費	事務所までの交通費、団体パンフレット代、構成員への郵送料等
団体の構成員による会合の飲食費	事業の打合せ時の飲食費等
団体の構成員に対する人件費、謝礼等	事務員の人件費、構成員への謝礼等

1 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式）

- ・ 「事業の名称」は、簡潔で内容が分かりやすい名称をつけてください。
- ・ 「補助金交付審査申込額」は、申込する補助金の額を正確に記入してください。
- ・ 「事業内容」は、事業内容を分かりやすく、記入してください。長い文章にせず、要点を押さえた短い文章で、小見出しや箇条書きなどを活用してください。
- ・ 「事業を実施することによる効果」は、事業が完了した時に実現できている状況を想定して記入してください。
- ・ 「今後の展望」については、入門編、充実編を希望している団体はこの1年間でどのような活動をしていけるか。自立編を希望している団体は、市民活動推進補助金の交付回数が増えた後の展望を記載してください。

2 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式）

- ・ 金額を積算した根拠（単価や内訳）を「説明」欄に必ず記入してください。
※ これを基に補助金額を査定します。できる限り詳細に記入してください。
- ・ 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書との整合を取ってください。
- ・ 本紙「4対象となる経費」と「5対象とならない経費」を参考にご記入ください。
- ・ 補助金を充てる科目については、「補助金を充当」欄に○印を付けてください。

3 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式）

- ・ 団体の活動内容を記入してください。
- ・ 決算資料は、最新のものを記入してください。

4 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの

- ・ 必ず最新のものを提出してください。
- ・ 同一人物が複数の役職に就いていることがないように努めてください。

5 団体員名簿

- ・ 必ず最新のものを提出してください。
- ・ 指定の名簿に記入して提出してください。なお、すでに団体員名簿がある場合はそちらを活用して構いませんが、指定の様式の最下段にある内容を確認の上、チェック（✓）と団体責任者の署名をしたものと合わせて提出してください。

6 団体の活動がわかる資料

- ・ 会報紙や事業のチラシ、またその他活動内容が分かる発行物などがあれば、提出してください。

8

申込の手順

1 個別相談について

制度の不明な点や、申込みを検討している事業などの相談を市民活動推進課が承ります。なお、当補助制度に初めて申込みをする団体は必ず事前相談をする必要があります。12月19日（金）までを目安に事前予約をするようにしてください。

《個別相談の詳細》

項目	詳細
日程	令和7年12月1日（月）～令和8年1月9日（金） ※ 土日、年末年始を除く
時間	9:00～17:00
場所	海老名市役所5階 市民活動推進課
所要時間	1時間程度
相談内容の例	<ul style="list-style-type: none"> ・制度についてさらに詳細を聞きたい ・自分たちの事業が、補助金の対象になりそうか ・申込書の書き方について教えてほしい ・補助金の対象となる経費について教えてほしい など
予約方法	事前予約制 電話（046-235-4794）または市ホームページのお問い合わせフォームから市民活動推進課まで

2 審査申込について

事前に市民活動推進課へ案を提出し、市民活動推進課による書類のチェックを受けてからご提出ください。

《審査申込の詳細》

項目	詳細
提出方法	提出書類を海老名市役所5階 市民活動推進課まで郵送、メールまたは持参
期間	令和7年12月22日（金）～令和8年1月13日（火） ※ 土日を除く
時間	9:00～17:00
提出書類	6頁「⑦提出書類」一式

9

委員からの事前質問に対する回答の作成

海老名市市民活動推進委員は、各団体から提出のあった申込書類に対する事前質問を、1月下旬に申請団体に送付します。委員の質問に対しては、指定する期限までに回答ください。非常にタイトなスケジュールとなりますが、質問に対する回答を基に、令和7年2月に開催する海老名市市民活動推進委員会において書類確認を実施しますので、期限厳守でお願いいたします。

10 審査の方法と基準

補助事業の審査は、全ての審査申込団体を対象としたプレゼンテーション審査によって行われます。審査員は公募委員等で構成された海老名市市民活動推進委員会が行い、9項目の審査の視点で採点し、45点満点中全委員の平均点が27点以上の団体が合格となります。

《プレゼンテーション審査の詳細》

項目	詳細
開催日	令和8年3月上旬 ※日程が決まり次第改めてお知らせします。
会場	海老名市役所、ビナレッジなど ※決まり次第改めてお知らせします。
資料等	資料には事業の目的・効果・計画を記載してください。その他は自由です。資料の形式は問いませんが、提出資料は10枚程度にまとめてください。また、既存のチラシ等だけで提出するのはご遠慮ください。 令和8年2月27日(金)までに海老名市役所5階 市民活動推進課まで郵送・メールまたは持参により提出してください。
審査方法	各団体の発表時間7分間＋質疑応答8分間 の計15分
審査結果	可否に関わらず、3月下旬ごろまでに通知します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・PC、プロジェクター、マイクは、市で用意します。 ・この審査は一般公開され、どなたでも傍聴が可能です。

《審査基準》

審査基準	審査の視点	点数	着眼点
公益性	多くの市民が事業の効果を受けられるか	5点	開催回数が1回：20人以上の参加が見込める 開催回数が2回以上：開催場所が2箇所以上
自立性	資金について補助金だけでなく、団体の運営費を持っているか	5点	事業費総額のうち3割程度が自主財源である
計画性	事業の計画に無理がなく、実現可能であるか	5点	具体的な実施月を記載している
	事業の予算に無理がなく、積算も適正であるか	5点	収入及び支出の科目の内訳が具体的に記載されている
発展性	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できるか	5点	今後の展望に周知方法及び自主財源の記載がある
地域性	市民や地域ニーズを的確にとらえた、社会的に必要性があるか	5点	社会問題を克服できる内容であり、事業目的と一致している
先駆性・獨創性	新しい取り組みで、行政が実施する場合とは違う手段や効果を期待できるか	5点	手段及び効果を記載している
団体能力	事業を実施する上で、必要な能力（知識、人材など）を備えているか	5点	対象事業に関連のある経験がある人が1人以上いる
熱意・意欲	団体の熱意や意欲が感じられるか	5点	端的で明確な受け答えができる

《採点基準》

5点	4点	3点	2点	1点
良い	どちらかというと良い	普通	どちらかというと悪い	悪い

1 認定通知（海老名市）

プレゼンテーション審査の結果に基づき、合格団体に対して認定通知を送付します。また、不合格団体へは「理由」「アドバイス」を付して通知します。

2 補助金交付申請書の提出（団体）

補助金交付団体として認定された団体で、補助金の交付を受けようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

- ・ 海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）

3 補助金交付決定通知（海老名市）

海老名市長は、交付申請があった団体に対して、補助対象事業及び補助金額を決定し通知します。

4 補助金交付請求書の提出（団体）

補助金交付決定通知を受けた団体は、補助金を定められた様式によって海老名市に請求します。

- ・ 海老名市市民活動推進補助金交付請求書（第7号様式）

5 補助金交付（海老名市）

適正な請求がなされてから、1か月程度で指定された口座に入金します。

《留意事項》

- 1 申請団体は、決定された補助金額と申請額とに差があり、事業実施が困難だと判断した場合は、補助金交付を辞退することができます。
- 2 その他詳細は、合格団体へ個別に連絡を行います。

補助の決定を受けた事業を変更したい場合は、**事前に相談**するようにしてください。また、特別な事情があり、市民活動推進委員会で認められた場合は、事業を中止した場合においても、交付回数に含めません。

《過去に認められた例》

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事業中止

13

事業の実施

計画書のとおり、事業を実施してください。なお、次の点について留意してください。

《留意事項》

- 1 チラシ・ポスター・パンフレット等には、次の文言を明記してください。
「この事業は、海老名市市民活動推進補助金の交付対象事業です。」
- 2 補助対象事業に係る収入・支出についての帳簿や領収書（レシート）については、実績報告で確認いたしますので、大切に保管してください。また、改めて確認させていただく場合がありますので、事業終了後の翌年度から5年間は保存してください。
- 3 海老名市市民活動推進委員会は原則全ての事業を視察しますので、ご協力をお願いいたします。

《事業視察について》

海老名市市民活動推進委員が事業視察に伺います。当日は、団体から実施事業内容の説明等を行っていただきますので、ご対応をお願いいたします。実施日が近くなりましたら、市民活動推進課職員から詳細を連絡いたします。

なお、参加費等を徴収する事業であっても、当該事業視察は推進委員としてお伺いしているものであるため、参加費等のお支払いはできません。

14

実績報告

全ての事業が終了後、速やかに実績報告を行ってください。

《実績報告の詳細》

項目	詳細
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 海老名市市民活動推進補助金実績報告書（第10号様式） 2 海老名市市民活動推進補助金収支決算書（第11号様式） 3 <u>領収書</u>等一式 4 事業に使用した資料 など（当日の配布物など）
提出期限	全ての事業終了後 20日以内

※ 事業終了後、団体は事業の実施結果を公開してください。

※ 実施結果について発表の場を設ける場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

15

補助金額の確定

1 補助金額の確定と精算の通知

海老名市は、実績報告書等の提出を受け、補助金額を確定し通知します。その際、残額が生じた場合は、返還していただきます。

2 補助金の返還

前述したほか、次に掲げる内容に該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき

16

その他（制度の紹介）

1 海老名市市民活動推進補償制度

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、予期せず発生した事故について補償を行う制度です。市が保険会社と契約し、保険料を支払っているため、市民の皆さんが事前に申し込むことや保険料の支払いは必要ありません。

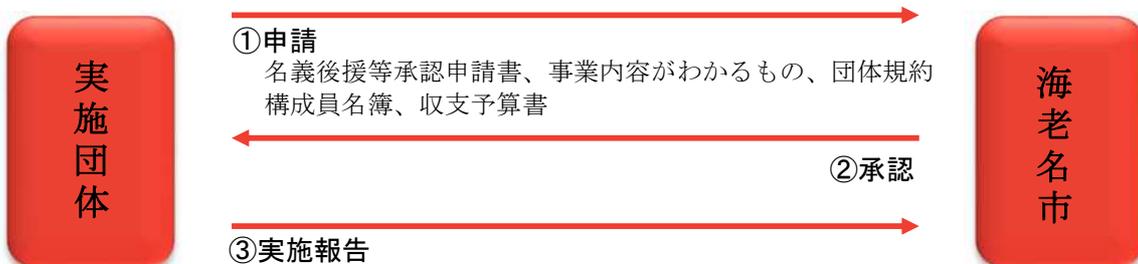
《留意事項》

- (1) 団体の構成員を対象とする保険であり、事業への一般参加者等は対象になりません。
- (2) 他に保険契約を行っている場合は、本制度の支給対象になりません。
- (3) 団体で発生した全ての事故が対象ではございませんので、万が一の事態に備え各団体で対応をお願いいたします。
- (4) その他詳細は、市民活動推進課へお問い合わせください。

2 海老名市名義後援等

公共性等、市の基準に該当する事業は、市の名義後援を受けることができます。

《申請の流れ》



その他詳細は、市民活動推進課へお問い合わせください。

制度に係るご不明な点等については、お気軽にお問合せください。

**お問合せ先****海老名市 市民協働部 市民活動推進課**

【所在地】 〒243-0492 海老名市勝瀬175-1 海老名市役所 5階
【TEL】 (046) 235-4794
【FAX】 (046) 231-2670

詳細はこちら



インターネットからのお問合せは、QRコードを読み取った後、ページ下部の「[☒お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)」というリンクからご連絡ください。

参考

団体別交付実績

黒塗りの団体は、交付回数満了のため申請できません。

No	団体名（敬称略・五十音順）	入門編	充実編		自立編		
1	ABLAZE神奈川	R 5					
2	生きがい発見塾	H23			H26	H27	H28
3	IDEA education				H29		
	えびなアレルギーサークル デイジー	H30	R 5				
5	えびなえんぴつの会	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
6	（一社）海老名扇町エリアマネジメント				H30		
7	Women's life care		R 4				
8	海老名おやじの会	H31					
9	特定非営利活動法人 海老名ガイド協会	H29			H30		
10	えびな元気ラボ	R 7					
11	海老名里山づくりボランティア山仕事の会				H22	H23	H24
12	海老名女性支援電話「そよ風」				H22	H23	H26
13	（公社）海老名青年会議所				H27		
14	海老名セーフティー・ベリー協議会	H25					
15	『えびなっ子わくわくフェスタ』実行委員会				H27	H28	H29
16	海老名で「第九」を歌おう会実行委員会				H30	R 4	
17	特定非営利活動法人 えびなの森の楽校				H28	H29	H30
18	海老名のら猫を増やさない会	R 4					
19	えびなパソコンサポートボランティア				H26	H27	H28
20	えびなみんなにやさしいごはんプロジェクト	R 5	R 6				
21	えびなメサイアの会	R 3	R 5		R 7		
22	海老名薬膳養生研究会	R 7					
23	えびなユース合唱プロジェクト	R 4	R 5				
24	特定非営利活動法人おおきな木				R 3	R 4	R 5
25	大谷四区親睦会	H29			H30	H31	
26	かながわ子育て情報局				H22	H23	H24
27	学習支援ボランティア「わいわい」	R 6					
28	がんサロンPetit Salon&Community Mili Mana	R 2					
29	特定非営利活動法人 grand-mere				H28	H31	R 2
30	河骨保護の会				H23	H31	
31	公民館まつり実行委員会				H26		
32	子育て応援情報「Laugh!」				R 3		
33	子育て支援グループ みなみんな	R 7					
34	混合療育を考える会				H23	H24	H25
35	相模国分寺跡の景観を守る会	R 5					
36	相模国分寺ラジオ体操くらぶ	R 6					
37	Sapling Music Park Ebina				H25	H26	H27

参考

団体別交付実績

黒塗りの団体は、交付回数満了のため申請できません。

No	団体名（敬称略・五十音順）	入門編	充実編		自立編	
38	シエスタラボ	H30				
39	生涯学習研究発表会実行委員会				H25	
40	それいけ！ママフェスタ実行委員会				H30	
41	男女平等市民の会・海老名	H29			H31	R 3
42	チーム海老名	R 6				
43	テクノガーデンEBINA	R 4				
44	と金ネットワーク				H25	
45	永池川川歩きの会	H29				
46	ひざ小屋	R 7				
47	Piccolini	H30				
48	福島と海老名の子ども交流実行委員会				H27	H30
49	フリースクール SACHI station	R 5	R 6	R 7		
50	ほっとフェスタ実行委員会				H31	※
51	まなピタネット	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
52	まりぞうランド	R 6				
53	特定非営利活動法人 南えびなスポーツクラブ	R 5				
54	みんご倶楽部	※				
55	特定非営利活動法人 やさしくなろうよ	H28			H29	
56	ライブビートストリート海老名	H22			H23	H24
57	リーベン	H27				
58	Root	R 4	R 5			
59	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ ポケット	R 7				

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮した事業中止のため、交付回数には計上いたしません。

年度 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書

年 月 日

海老名市長 殿

申込者 所在地
名称
代表者氏名

次の事業について、補助金の交付を受けたいので、海老名市市民活動推進補助金交付要綱第7条の規定により審査申込します。

①事業の区分 入門編（上限10万円）・充実編（上限20万円）・自立編（上限30万円）	
②事業の名称	
③事業費総額 円	④補助金交付審査申込額 円
⑤補助金の使途	
⑥現状の課題と事業目的	
⑦事業内容	
⑧事業を実施することによる効果	

⑨前年度と比較し、拡充・縮小した内容 ※前年度に実施している場合に記入

事業の実施スケジュール

年 月 日	内 容

⑩事業実施体制

⑪今後の展望

添付資料

- 1 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式）
- 2 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式）
- 3 団体の規約、会則又は定款又はこれに類するもの
- 4 団体の役員名簿又はこれに類するもの
- 5 団体の活動が分かる会報等

第2号様式（第7条関係）

年度 海老名市市民活動推進補助金収支予算書

事業名称 _____

1 収入の部 (単位 円)

科目	予算額	説明
収入合計 (A)		

2 支出の部 (単位 円)

補助金の 充当	科目	予算額	説明
支出合計 (B)			

※補助金を充当する科目は、「補助金の充当」欄に○印を付けてください。

3 収入合計 (A) - 支出合計 (B) = 円

第3号様式（第7条関係）

年度 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書

団体名称	
①所在地 (運営拠点)	〒 住所 TEL FAX Eメール ホームページ
②連絡担当者及 び連絡先 (日中の連絡先)	担当者氏名 (役職) TEL FAX Eメール 郵便物送付先住所 〒 住所
③設立年月日	年 月 日 (法人格取得年月日 年 月)
④設立目的・ 経緯	
⑤主な活動内容	
⑥主な活動場所	
⑦活動実績 (過去2年以内 の主な活動実績)	

⑧会員数		個人会員	人（うち海老名市民	人）
		団体会員	団体	
⑨ 最新 の 決 算 状 況	収 入		支 出	
	会費	円	※内容を簡潔に記入	
	(内訳)		・	円
			・	円
			・	円
	事業収入	円	・	円
	(内訳)		・	円
			・	円
			・	円
	助成金・補助金	円	・	円
	(内訳)		・	円
			・	円
			・	円
	その他	円	・	円
	(内訳)		・	円
		・	円	
		・	円	
合計	円	合計	円	
決算期間	年	月	日	～
				年
				月
				日
<p>※最新の決算から繰越金がある場合は、収入の「その他」に含め、内訳欄に金額を記入する。</p> <p>※「その他」に繰越金以外のものがある場合は、内訳欄に金額の内訳を記入する。</p> <p>※繰越金がある場合は、支出に「繰越金」として金額を記入する。</p>				

市民活動推進補助金の広報・PR方法について

1 周知方法について

12月1日からの個別相談、同月22日からの審査申込において、ポスター、チラシ、手引き等を市内公共施設等に配架する。また、HP及びえびなメール等の電子媒体を活用する。ポスター設置場所については、随時模索しより多くの店舗に御協力いただけるよう依頼していく。

2 周知場所等

(1) 海老名市の広報媒体の活用

1	広報えびな11/1号	6	市Instagram
2	市HP	7	市LINE
3	えびなメール配信	8	デジタルサイネージ(駅間)
4	市FaceBook	9	デジタルサイネージ(中央図書館)
5	市X	10	デジタルサイネージ(市役所1階)

(2) ポスターの掲示

1	市役所(1階・市民活動推進課)	11	イオン海老名店
2	ビナレッジ・ビナスポ	12	マルイファミリー海老名
3	コミセン・文化センター(12館)	13	ららぽーと海老名
4	海老名市文化会館	14	クリエイトエス・ディー(7店舗)
5	北部公園体育館	15	フードワン海老名店
6	海老名運動公園体育館	16	銀行①JAさがみ(4店舗)
7	総合福祉会館	17	銀行②横浜銀行(3店舗)
8	こどもセンター	18	銀行③横浜信用金庫(2店舗)
9	海老名駅行政掲示板(4か所)	19	銀行④海老名郵便局(2店舗)
10	海老名商工会議所	20	銀行⑤城南信用金庫 海老名支店

(3) その他

1	市内NPO団体への通知	3	過去交付団体へ通知
2	ビナレッジ登録団体へ通知	4	ビナスポ・ビナレッジのSNSとデジタルサイネージ



海老名市

市民活動推進補助金

市民団体が行う**公益性のある活動やイベント**に最大 **30万円** 補助

対象事業

市民団体が行う**公益性のある活動やイベント**

(地域や市民のための活動、広く市民が参加できる活動など)

補助金額

入門編10万円、充実編20万円、自立編30万円

相談期間

令和6年12月2日(月)～令和7年1月10日(金)

(申請内容や書類の書き方などを個別に相談できる期間です。)

※予約制

※令和6年12月20日(金)までを目安に**予約**をしてください。

申込期間

令和6年12月20日(金)～令和7年1月10日(金)

手引き・申込書類は、市HP、市民活動推進課窓口、
えびな市民活動センター、市内コミセン、文化会館
などの公共施設でGETしてにや～！

お問い合わせ

海老名市役所市民活動推進課

電話 046(235)4794 FAX 046(231)2670



市民活動の推進に係る取り組みについて

1 概要

市民活動団体同士がつながりを持てる機会を創出するとともに団体間での情報連携や共催活動への発展などを期待し、自主性及び自立性を相互に高め合いながら、多様な市民活動の活性化を図るための取り組みを検討します。

2 取り組み内容

今後、次の取り組みについて、えびな市民活動センター指定管理者と協議します。

(1) 展示会【継続事業】

昨年度に引き続き、市役所1階エントランスホール及びビナレッジにおいて、各団体の活動内容をパネル形式で展示します。

対象となる団体は、市民活動推進補助金交付団体（過去の交付団体含む）をはじめ、えびな市民活動センター指定管理者と連携し、ビナレッジを利用されている市民活動団体や、その他の団体についても広報等で広く募集します。

(2) 相談会【新規事業】

市民活動推進補助金交付団体（過去の交付団体含む）及び新規で申込みを検討している団体、その他団体に対し、事業の進め方や活動範囲の拡大など、団体活動における相談ができる相談会を検討します。相談会は2回を予定しております。

	1回目	2回目
対象	申込みを検討している団体	申込みをした団体及びその他団体
日程	12月1日（月）～1月9日（金） ※市役所で事前相談を行っている期間	3月9日（日） ※プレゼン審査の後
内容	事業の計画及び進め方、募集の方法等	活動範囲の拡大、指定管理者との共催について等

各団体の困っていることや施設側にしてほしいことを把握することで、情報交換会の開催につなげます。